各 位

会 社 名 株 式 会 社 倉 元 製 作 所 代表 者名 代表取締役社長 渡邉 敏行 (コード番号 5216) 問合 せ 先 取 締 役 小 峰 衛 電 話 0228 - 32 - 5111

第三者割当による新株式発行及び第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記の通り第三者割当による新株式(以下、「本新株式」という。)発行及び第三者割当による第4回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株式及び本新株予約権の発行につきましては、大規模な第三者割当に該当することから、より広範な株主の意思を踏まえて発行を決定するために、2024年10月29日開催予定の本臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」という。)におきまして、特別決議による承認決議がなされることを条件とします。

記

I. 第三者割当による新株式発行

1. 募集の概要

1. 分木り例文	<u> </u>	
(1) 払込期日	2024年10月30日	
(2) 発行新株式数	普通株式 1, 258, 000 株	
(3) 発行価額	1 株につき 318 円	
(4) 発行価額の総額	400, 044, 000 円	
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、下記の通り割り当てます。	
(割当予定先)	ニューセンチュリー有限責任事業組合	629,000 株
	渡邉敏行	314,500 株
	那須マテリアル株式会社 314,500 株	
(6) その他	1. 前記各号については、金融商品取引法に基づく有価記生を条件とします。 2. 2024年9月19日(木)の取締役会において決議しなお、上記第三者割当増資による本新株式の発行につい者割当に該当することから、より広範な株主の意思を踏するために、本臨時株主総会における議案について特別議がなされることを条件とします。	たものであります。 ては、大規模な第三 皆まえて発行を決定

Ⅱ. 第三者割当ての方法により発行される本新株予約権

1. 募集の概要

(1) 本新株予約権

本新株予約権の発行については、2024 年 9 月 19 日開催の当社取締役会決議によるものであります。なお、本新株予約権の募集は、大規模な第三者割当に該当することから、より広範な株主の意思を踏まえて発行を決定するために、本臨時株主総会において、特別決議による承認が得られることを条件とします。

	., _ ,	
(1)	割当日	2024年10月30日
(2)	新株予約権の	251,600 個 (新株予約権1個につき1株)

総数		
(3) 発行価額	総額 29, 296, 304 円(新株予約権 1 個当たり 116.44 円)	
(4) 当該発行によ る潜在株式数	251,600 株	
(5) 資金調達の額	109,305,104円 (内訳) 新株予約権発行分29,296,304円 新株予約権行使分80,008,800円 (注)本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。	
(6) 行使価額	318 円	
(7) 募集又は割当 て方法	第三者割当ての方法により、次の者に割り当てます。	
(割当予定先)	ニューセンチュリー有限責任事業組合	125,800個
	渡邉敏行	62,900個
	那須マテリアル株式会社	62,900個
(8) 新株予約権の 内容等		
新株予約権の目的と なる株式の種類	株式会社倉元製作所 普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない標準と 単元株式数は 100 株	となる株式
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式といった。251,600 株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株「割当株式数」という。)は1株とする。)。但し、本欄第により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権で式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定にて、(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義す行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるもの調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額及び調整後行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額及び調整後行使価額をで調整が割割当株式数×調整前行使価額をである。	は式の数(以下、 2項及び第3項 の目的である。 従って行の調性 る。)とすお、 である。かれ権の がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 が。 がる。 がある。 がある。 がある。 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が
	調整後割当株式数 = 調整後打使価額 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記行使時の払込金額」欄第3項による行使価額の調整に関し調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開業で事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までうことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれ	、各号に定める 数の適用開始日 旨並びにその事 始日、その他必 に上記通知を行
1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合に式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という金 318 円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整ものとする。 3. 行使価額の調整		場合における株という。) は、

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

町水谷井 十米	交付株式数×1株あたり払込金額
既発行株式数+-	1株あたりの時価
×	

調整後行使価額=調整前行使価額 ×

既発行株式数 + 交付株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を 新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当 てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付された ものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その 他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交 付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付 する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその 最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかか る発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準 日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを 適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を 交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を 下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新 株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予 約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適 用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は (無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当 てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日 以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額と の差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、そ の後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場 合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額から この差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
 - ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
 - ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける

権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。 (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2.本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
2024年10月31日から2029年10月30日まで
 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社倉元製作所 経営管理部 宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 仙台支店
各本新株予約権の一部行使はできない。
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
該当事項はありません。
該当事項はありません。

- (注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約 権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使 請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- 2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律 第 75 号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機 関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

- 5. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役 社長に一任する。
 - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 【新株予約権証券の引受け】 該当事項はありません。

2. 募集の目的及び理由

(1)募集に至る経緯及び目的

(2020年4月~2024年8月までの過去の資金調達状況)

当社は、2020年3月30日に事業再生ADR手続が成立し、2020年4月14日に7億円の第三者割当増資を行い、事業再生に注力して参りました。

しかしながら、翌年 2021 年度は、新型コロナウイルスによる受注減により収益状況が悪化したため、銀行借入金の弁済及び運転資金を確保すべく、2021 年 4 月 16 日に第三者割当により、株式 305 百万円、及び第 2 回新株予約権証券 2 百万円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 180 百万円)を発行いたしました。このうち株式による調達資金 305 百万円につきましては、2021 年 12 月末までに金融債務の弁済金として 115 百万円及び運転資金 190 百万円(株式等の新規発行諸費用 5 百万円を含む)の合計 305 百万円を充当いたしました。新株予約権の行使による資金は、行使期間の満了する 2024 年 4 月までに 169 百万円を調達し、全額運転資金として充当いたしました。

2023 年 12 月期は、ディスプレイ用液晶パネル市場の縮小傾向は続き、同期の業績は、売上高 704 百万円(前期 1,058 百万円)、営業利益 \triangle 407 百万円(前期 \triangle 117 百万円)、経常利益 \triangle 399 百万円(前期 \triangle 32 百万円)、当期純利益 \triangle 555 百万円(前期 0 百万円)となり、業績は大きく悪化いたしました。

このような業績悪化を受けて、ADR4 行(銀行3 行と銀行より債権譲渡を受けた債権回収会社1社。 以下同様。)に対して、2023年12月の金融債務の弁済139百万円の半年間の返済猶予の合意を取付 け、2024年4月に、ADR4行金融債務139百万円の弁済資金及び運転資金48百万円を確保すべく、あ らたに株式187百万円(発行諸費用控除後)を発行しました。 2024年12月期は、ディスプレイ用液晶パネル市場の縮小傾向はさらに進み、当社の基板事業(成膜事業)の主要顧客(前期売上構成33%)が事業規模を縮小し、本年9月以降、同顧客からの受注が減少する見通しです。これを受けて、営業キャッシュ・フローが下振れする可能性もあり、2024年12月末に弁済予定のADR4行の借入返済額139百万円の資金手当ての必要が見込まれます。加えて、ADR4行からの借入残高は、2024年9月19日現在で2024年12月末に返済予定の上記139百万円を含め、合計で390百万円借入残高があり、来期以降も金融債務の弁済をカバーする営業キャッシュ・フローを確保することが必須となります。さらに、当社の前期2023年12月期の業績悪化を受けて、唯一プロパーで49百万円の融資(弁済期間5年、毎月均等弁済)を2022年12月に実行していただいた地方銀行より、2024年6月に、借入残高(同月末残高34百万円)について、財務制限条項等に抵触したものではありませんが、当社の前期業績を鑑みて当初契約した約定弁済の時期を繰り上げて、借入残高全額の一括弁済をしてほしいとの要請を受け、2024年7月に当社主要株主である筆頭株主のニューセンチュリー有限責任事業組合より、50百万円の融資を受け、当該地方銀行に当該借入残高全額の弁済をいたしました。

このような状況下で、当社の財務体質を強固なものにすべく借入金残債務の弁済と抜本的に収益構造を変革するために、さらなる新規事業として次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の量産化に向けて事業を開始すべく、2024年8月30日を払込期日とする第三者割当増資により新株式797百万円(発行諸費用控除後。以下「前回2024年8月の資金調達」という。)を発行し2024年8月30日付「固定資産の取得に関するお知らせ」で開示しました通り、ペロブスカイト太陽電池製造のための設備投資の一部に充当する予定です。

(今回の資金調達の目的)

ペロブスカイト太陽電池の量産に必要な設備投資(太陽電池のガラス、フィルム型両用プラント用設備で生産能力は年産1MW。具体的な設備としては、ガラス洗浄機、フィルム貼り付け機、レーザーエッチング、塗布装置、レーザーマーキング装置、測定器、自動搬送設備、吸収層フィルム剥がし機等です。以下「本設備投資」という。)は、総額で998百万円の投資が必要になります。前回2024年8月の資金調達では、本設備投資に必要な資金総額をすべて調達できておりませんので、今回、本設備投資の残金の支払いに充当するために、本新株式及び本新株予約権を発行いたします。

前回 2024 年 8 月の資金調達で調達した資金 797 百万円 (発行諸費用控除後)のうち、389 百万円を本設備投資の一部に充当する予定で、不足する残金 609 百万円 (998 百万円 - 389 百万円 = 609 百万円)について今回の新株及び新株予約権の発行による調達した資金を充当いたします。残金 609 百万円については、今回の本新株式の発行資金 394 百万円 (発行諸費用控除後)、本新株予約権の発行時払込資金 29 百万円の合計 423 百万円をまず充当します。609 百万円に不足する 186 百万円 (609 百万円 - 423 百万円)については、本新株予約権の行使による資金 80 百万円、及び第 3 回新株予約権 (2024 年 4 月発行。以下同様。)の行使による資金 106 百万円を資金使途を一部変更して*1 本設備投資資金に充当することを見込んでおり、第 3 回新株予約権の権利者である当社代表取締役である渡邉敏行氏より、権利行使の意向を確認しております。ただし上記第 3 回新株予約権及び本新株予約権の行使は現時点では確定しておりません。

*1 第3回新株予約権の資金使途につきましては、当該新株予約権の発行時に半導体関連事業への設備投資及び買収資金として資金使途を定めており、現時点では、権利者である当社代表取締役である渡邉敏行氏より、具体的な行使時期について確認はとれておりません。当社としても、半導体関連事業は、当社の新規事業として事業再構築の一環として継続中で、設備投資及び買収の時機は、今後の半導体関連市場の需要動向により、投資判断をしてまいります。従いまして、今回の資金使途変更は、本設備投資の不足を補うための限定的な変更で、第3回新株予約権の未行使残高の全額を本設備投資に充当する内容ではありません。

(本第三者割当を選択した理由)

<資金調達の方法として本第三者割当増資及び本新株予約権の発行を選定した理由>

当面の安定した運転資金を確保し、今後の事業継続、さらには新規事業の積極的な推進のための資金調達方法として、間接金融及び直接金融(公募、株主割当並びに第三者割当)を検討いたしました。その結果、間接金融については、当社は、事業再生ADRにより、再建途上にあり、新規に資金の融資を受けることは事実上不可能であると判断し、直接金融のうち公募については、継続企業の前提に疑義がある状態では引受証券会社を見つけることが困難であることが想定されること、また株主割当の場合は、失権により想定した資金が集まらない可能性があることから困難であると判断し、迅速かつ確実な資金調達及び既存の株主の利益保護の観点から、直接金融による第三者割当が最も適していると判断いたしました。

今回の本新株式と本新株予約権の発行の発行を組み合わせた資金調達の方法は、本新株式の発行により、自己資本による新規事業の積極的な推進を図るとともに、財務体質の強化を図ることが可能になるとともに、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるようになります。加えて、本新株予約権は、行使価額を当社の企業価値の向上を前提に段階的に引き上げて設定しており、当社及び当社既存の株主にとっても、既存株式の希薄化が段階的かつ抑制的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、設備投資や支出の時期を見直すとともに、他の調達方法も検討する予定であります。

<本新株予約権の特徴>

本新株予約権の特徴は、次の通りであります。

(メリットとなる要素)

本新株予約権は、1 個あたり、発行時払込金額は 116.44 円、行使価額は 318 円に設定し、公正価格にて時価発行しております。これは、当社の企業(株価)成長に合わせて、設備投資資金を段階的に調達することで、一度に大量の新株が発行され希薄化することを防止することが可能になります。

なお、本新株予約権は、発行当初から行使価額は318円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から251,600株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の各発行要項に従って調整されます。

(デメリットとなる要素)

- ① 本新株予約権の行使がすべて行われた場合、251,600株の株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。
- ② 当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 調達する資金の額

今回の資金調達の内容は、以下の通りです。

1) 新株式の発行 400 百万円 (発行諸費用控除後 394 百万円)

2) 本新株予約権の発行

発行時払込金額合計 29 百万円

行使時の払込金額合計80 百万円109 百万円1)+2)総額509 百万円

7

② 本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途、支出予定時期

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
a. ペロブスカイト太陽電池の製造設備への設備投資(本設備投資残金)	394 百万円	2024年10月~2025年2月
合計	394 百万円	

<本新株予約権の発行並びに行使により調達する資金の具体的な使途>

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
b. ペロブスカイト太陽電池の製造設備への設	29 百万円	2024年11月~2025年2月
備投資(本設備投資残金)	80 百万円	2024年11月~2025年3月
合計	109 百万円	

(注)上記手取金の合計は、本新株予約権の発行時の払込金額の総額29百万円及び行使時の払込総額80百万円が全て行使された場合の調達金額を合計した金額であります。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、設備投資や支出の時期を見直すとともに、他の調達方法も検討する予定であります。

(調達資金の使途の詳細)

a. b. ペロブスカイト太陽電池の製造設備への設備投資

本設備投資は、総額で998百万円です(前回2024年8月の資金調達の使途とした『c.ペロブスカイト太陽電池製造のための現有設備増設投資82百万円』は含みません)。前回2024年8月の資金調達で調達した資金797百万円(発行諸費用控除後)のうち389百万円を本設備投資資金の一部に充当する予定で、残りの609百万円(998百万円-389百万円=609百万円)について本新株式及び新株予約権の発行による調達した資金を充当いたします。

上述の残りの609 百万円については、本新株式の発行資金394 百万円(発行諸費用控除後)、本新株予約権の発行時払込資金29 百万円の合計423 百万円をまず充当します。不足する186 百万円(609 百万円-423 百万円)については、本新株予約権の行使による資金80 百万円*1、及び既発行の第3回新株予約権の行使(発行当初の資金使途の一部変更を予定)による資金106 百万円の充当を見込んでおります。ただし本届出書提出日現在は、本新株予約権及び第3回新株予約権の行使は確定しておりません。

*1 本新株予約権の行使による資金 80 百万円の支出時期は、上記の通り 2024 年 11 月から 2025 年 3 月までを見込んでおりますが、本新株予約権の行使期間は 5 年と設定しております。これは、割当先との本新株予約権の発行条件交渉により決定したものです。なお、本新株予約権の行使による資金は、本設備投資の支払いに充当するため、発行後、支払い時期を考慮して、支出時期に間に合うように、できるだけすみやかに行使をしていただくよう、割当先3 者に対して口頭で要請しており、割当先からは口頭にて内諾を得ております。なお、上記支出予定時期になっても権利行使されない場合、当社が、割当先に対して、資金の借り入れ等を要請する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、上述の通り、新規事業への設備投資として充当する予定であり、企業価値の向上と今後の迅速かつ持続的な成長のためであり、当該資金の使途には合理性があると判断しております。

また、本第三者割当新株予約権の発行は、新規事業への設備投資として充当する予定であり、企業価値向上と今後の迅速かつ持続的な成長のためであり、当該資金の使途には合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額につきましては、割当先と協議(下記、(発行価額について)、ご参照)し、前回2024年8月の資金調達と同じ発行条件である直前6カ月平均株価の10%ディスカウントした発行価額で合意しました。この合意に基づき、本新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日(2024年9月19日)の直前6カ月間(2024年3月19日から2024年9月18日まで)の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値の単純平均値(小数点以下第3位を四捨五入)である352.42円を基準とし、当該金額の90.23%に相当する318円といたしました。

本新株式の発行価額である318円(小数点未満を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率の数値の計算についても同様に計算しております。)は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日(2024年9月18日)の終値である298円に対して6.71%のプレミアム、取締役会決議日前営業日までの直前1ヶ月間の東証終値の単純平均値である366.64円に対して13.27%のディスカウント、取締役会決議日前営業日までの直前3ヶ月間の東証終値の単純平均値である407.00円に対して21.87%のディスカウントとなる金額です。

(本新株式の発行の必要性)

当社は、ディスプレイ用液晶パネル市場の縮小傾向のもと、抜本的に収益構造を変革するために、さらなる新規事業として次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の量産化に向けて事業を開始し、その設備投資資金の一部として、前回2024年8月に797百万円(発行諸費用差引後)の新株を発行し、ペロブスカイト太陽電池事業の設備投資及び運転資金として658百万円を充当する予定です。

今回の新株式を発行して調達する資金 394 百万円(発行諸費用差引後)は、全額、前回の設備投資資金の残金の支払いのために行うものであり、本資金調達が行われなければ、設備投資資金の全額の支払いができずに、ペロブスカイト太陽電池の量産化に向けた事業を開始することができないことから、本新株式の発行の必要性を取締役会において審議し必要不可欠であると判断いたしました。

(発行価額について)

短期間での割当先を選定する必要性があることから、複数のルートで割当候補先にコンタクトしましたが、早急に割当先が決まらなかったことから、当社筆頭株主のニューセンチュリー有限責任事業組合と当社代表取締役渡邉敏行氏個人、当社取締役の星彰治氏が代表取締役を務める那須マテリアル株式会社の3者に割り当てることを決定し、割当予定先との協議に基づく本新株式の発行価額についても審議を行い、当社取締役会の意向として、東京証券取引所における当社株式の市場価額(以下、「当社株価」という。)を基礎とし、有利発行に該当しない範囲のディスカウントによる発行価額とする前提で検討を進め、割当予定先からも了承をいただいておりました。

当社は、資金調達の緊急性及び割当予定先との協議をふまえ、発行決議日前日である 2024 年 9 月 18 日の直近株価水準は、PBR23.46 倍、予想 PER170.29 倍であり、直前期の配当実績ゼロの現状において、当社の将来の成長期待を反映した株価であるものの、会社の実態と乖離していることから、発行決議日前日である 2024 年 9 月 18 日までの 6 カ月間の東証終値の単純平均値を基準として採用することが適切であると判断いたしました。

この結果、当該発行価額を、本新株式の発行に係る取締役会決議日(2024年9月18日)の直前6カ月間(2024年3月19日から2024年9月18日まで)の東証終値の単純平均値(小数点以下第3位を四捨五入)である352.42円を基準とし、当該金額の90.23%(9.77%のディスカウント)に相当する318円といたしましたが、これは、払込金額を原則として取締役会決議の直前日(2024年9月18日)の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとしつつ、直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6ヶ月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができるものとするとの協会指針にも配慮したものであることから、当社としては、318円という発行価額は、特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

また、本新株式の発行にあたり特別利害関係人に該当することになる取締役渡邉敏行氏と取締役星彰治氏が代表取締役を務める那須マテリアル株式会社にディスカウント発行することにつきましては、株主の権利内容を限定しない普通株式に対しては、同時期に発行する普通株式に対する発行価額が異なった場合には、その価格差の合理的な根拠が必要になるものと考えておりますが、本新株式については、同時期に同じ当社普通株式を同様の目的で発行するものであり、普通株式の権利内容も同一であるため、価格差を付ける理由が見当たらず、そのため、本新株式の発行価額は同一にならざるを得ません。そして、割り当てられた株主が経営陣の一員及びそれに密接に関連する会社であったとしても、他の割当予定先と同様に本第三者割当による株価変動リスクを同様に負うことになること、また、両者がインサイダー取引回避のために株主の売却に際し一定の制約を負うことになり流動性リスクを負うという一般の株主に比べて不利益を被ることもあることを踏まえると、経営陣及びその関係会社とそれ以外の割当予定先を区別せず、本第三者割当増資の実現可能性の観点からかかるディスカウントによる発行を受け入れることは相当といえます。なお、弁護士の見解も同様です(下記意見書参照)。また、資金調達の緊急性及び後述のように株主総会における特別決議による承認を得ることを条件としていることを鑑みて、総合的に判断して、他の割当予定先と同じ発行価額とすることに一定の合理性はあると判断いたしました。

上述のように、当社は、今回の発行価額は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしましたが、本株式発行が大規模な希薄化の不利益が生じることに鑑み、有利発行ではありませんが、第三者割当に係る企業行動規範上の遵守事項に基づく手続きとして株主総会の特別決議(割当先を含む)を経て行う方針です。なお、取締役渡邉敏行氏と星彰治氏の2名は、本新株式の割当先であり、特別利害関係者に該当するので、取締役会での討議及び決議には参加せず、残り2名の取締役が全員参加して討議及び決議いたしました。

本新株式の発行の必要性及び本発行条件での資金調達の妥当性につきましては、第三者であるセントラル法律事務所の小井土弁護士による意見書(以下に全文を記載)を取得しております。

なお、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)からは、本新株式の発行価額は、上記小井 土弁護士の意見書を参照し、当該内容が妥当と判断したうえで、当社株式の市場価格の動向等を 踏まえ合理的といえる期間をさかのぼった期間における当社株式の価値を表す客観的な値である 東証終値の平均値を基準としていること、直前6カ月間の東証終値の平均値に対する9.77%のディスカウント率も上記記載の事情に照らすと不合理であるとはいえないと評価することができる こと及び協会指針にも配慮していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見 を得ております。

◆小井土弁護士による意見書◆ 別紙

<主要な前提事実>

- 1 株式会社倉元製作所(以下「貴社」という。)は、2024年9月19日を発行決議予定日として、第三者割当の方法による新株式の発行(以下「本第三者割当新株式発行」という。)及び新株予約権発行(以下「本第三者割当新株予約権発行」といい、両者をあわせて「本第三者割当増資」という。)を予定しているが、本第三者割当新株式発行に係る有利発行該当性について意見を述べるものである。2 貴社の普通株式(以下「貴社株式」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)スタンダード市場に上場している。
- 3 東証スタンダード市場における貴社株式の株価(以下「貴社株価」という。)は、貴社の 2023 年 12 月 1 日から 2023 年 12 月期の決算発表翌日の 2024 年 2 月 15 日をはさんで 2024 年 2 月 19 日まで において 80 円~90 円代(同期間における東証終値の単純平均値 87.98 円)で安定して推移していたが、2024 年 2 月 20 日から 2024 年 3 月 1 日の前回の増資及び新株予約権発行(増資 1 株当たり 117 円で総額 190 百万円、新株予約権行使価額 140 円で総額 506 百万円)の発表の前営業日である 2024 年 2 月 29 日までの間、貴社株価に好影響を及ぼすと思われる貴社からの情報開示が特にない状況において、2024 年 2 月 27 日に 123 円をつけ急騰した。

その後、2024年3月1日の増資発表(発行価額は前日2024年2月29日の117円)後も株価は高騰を続け、2024年6月12日には、609円の値を付けた。その後も株価はやや落ち着いたが、本新株式の発行価額の決定日の直前営業日である2024年9月18日の終値は298円をつけている。

平均売買出来高も 2023 年 12 月 1 日から 2023 年 12 月期の決算発表翌日の 2024 年 2 月 15 日をはさんで 2024 年 2 月 19 日までにおいて 1 日あたり 99,358 株でしたが、株価が高騰を始めた 2024 年 2 月 20 日から 2024 年 9 月 18 日までの間は、1 日あたり 3,594,190 株の水準まで急増している。

また、株価が急騰し始めた 2024 年 2 月 20 日 (終値 115 円) から 2024 年 9 月 18 日 (終値 298 円) までの当社株価の上昇は 259. 13%と 2. 5 倍を超えており、同期間における東証スタンダード市場指数の下落率 1. 83%と比較しても、大幅に上回って推移している(以下 2024 年 2 月 20 日から 2024 年 9 月 18 日までの間の貴社株価の推移を総称して「本株価上昇」という。)。

- 4 本株価上昇を踏まえ、貴社は、本第三者割当増資における発行価額について、発行決議日の前取引日の終値を基礎とする方法ではなく、発行決議日以前の一定期間の平均株価を基礎として一定のディスカウントを行なう方法により発行価額を決定することを検討している。具体的には、2024年3月19日から2024年9月18日までの貴社単純平均値である352.42円を基準とし、当該金額の90.23%(9.77%のディスカウント)に相当する318円とすることを検討している。
- 5 本価額発行価額は、発行決議予定日の前取引日の終値 298 円に対して 6.71%のプレミアムとなるが、貴社は、上記の本株価上昇の経緯等に基づき、会社法第 199 条第 3 項の「特に有利な金額」での新株の発行(以下「有利発行」という。)には該当しないと考えている。
- 6 仮に、有利発行に該当するとしても貴社は以下の事情から有利発行することについての必要性、 相当性があると判断している。

貴社において短期間での割当先を選定する必要性があることから、複数のルートで割当候補先にコンタクトしたが、早急に割当先が決まらなかったことから、貴社筆頭株主のニューセンチュリー有限責任事業組合と貴社代表取締役渡邉敏行氏個人、貴社取締役の星彰治氏が代表取締役を務める那須マテリアル株式会社の3者に割り当てることを決定し、割当予定先との協議に基づく本新株式の発行価額についても審議を行い、当社取締役会の意向として、東京証券取引所における当社株価を基礎とし、有利発行に該当しない範囲のディスカウントによる発行価額とする前提で検討を進め、割当予定先からも、了承をいただいていた。

当社は、資金調達の緊急性及び割当予定先との協議をふまえ、発行決議日前日である 2024 年 9 月 18 日の直近株価水準は、PBR23.46 倍、予想 PER170.29 倍であり、直前期の配当実績ゼロの現状において、当社の将来の成長期待を反映した株価であるものの、会社の実態と乖離していることから発行決議日前日である 2024 年 9 月 18 日までの 6 カ月間の東証終値の単純平均値を基準として採用することが適切であると判断した。

<照会事項>

以上の前提事実及び関連する事実関係に基づき、本発行価額は会社法第 199 条第 3 項の「特に有利な金額」に該当すると考えられるか。

また、仮に「特に有利な価額」に該当する場合、その発行価額により発行することについて、必要性及び相当性があるか。

<意見>

以上の前提事実及び関連する事実関係に基づき、本発行価額は会社法第 199 条第 3 項の「特に有利な金額」に該当しないものと思料する。

しかし、大規模な増資に該当するため、より広範な株主の意思を踏まえて発行を決定するのが相当であるため貴社の株主総会において、特別決議を経て発行することが妥当と考えられる。

<意見の理由>

当職は、貴社からの照会を受けて、貴社に関する開示資料(適時開示及び法定開示を含むがこれらに限られない。)、市場株価、出来高及び信用取引残高等の公表資料等の検討を行った。また、当職は、貴社に対するヒアリングを実施し、貴社における本株価上昇に関する認識及び分析の結果、本株価上昇の前後における貴社による情報開示の状況等について確認を行った。

上記の検討結果に基づき、当職は上記の意見を述べるものであるが、意見の理由は以下のとおりである。

1. 「特に有利な金額」の意義

会社法第 199 条第 3 項の「特に有利な金額」とは、公正な発行価額よりも特に低い価額をいうと解される。ここにいう「公正な発行価額」は、関連する裁判例によれば、「当該企業の有する客観的価値」により決定されるべきであるとされ、多くの場合には株価が基準となるものと解されている。

しかしながら、関連する裁判例においても常に株価を公正な発行価額の基準とするべきと解されているものではなく、「企業の客観的価値以外の投機的思惑その他の人為的な要素によって、株価が企業の客観的価値を反映することなく異常に騰落することもある」(昭和 48 年 7 月 27 日東京高等裁判所判決・判例時報 715 号 100 頁)などとして、一定の場合に株価が「公正な発行価額」の基準とならない場合があるとされている。関連する各裁判例において示されている考え方によれば、概ね、(1)発行会社の業績の向上等株価高騰の原因となる合理的な事情がないのに、(2)投機の対象となる等により株価が異常な程度にまで急騰し、(3)当該高騰が一時的な現象にとどまるものであるような場合には、株価が公正な発行価額の基準とならず、高騰中の株価を公正な発行価額の算定の基礎から除外することを認めていると考えられる。

また、日本証券業協会の定めた「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付、以下「日証協指針」という。)においても、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされており、直近日の株価ではなく、一定期間の平均株価を基礎として発行価額を決定することが認められる場合があるとされる。関連する裁判例において示されているように、合理的な理由のない異常かつ一時的な株価の急騰等が生じた場合であれば、日証協指針との関係でも「直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案」して一定期間の平均株価を基礎として発行価額を決定することに一定の合理性があると考えられる。

以上のことから、貴社が検討している本発行価額が「特に有利な金額」に該当するか否かに関して、本株価上昇の後における貴社株価が貴社株式の客観的価値を反映する公正な発行価額の算定の基礎となるか否かとの観点から、(1)貴社の業績の向上等株価高騰の原因となる合理的な事情がないのに、(2)投機の対象となる等により株価が異常な程度にまで急騰し、(3)当該高騰が一時的な現象にとどまっているか否か、との各要素について以下検討する。

2. 本株価上昇に関する検討

(1) 業績の向上等株価高騰の原因となる合理的な事情の有無

まず市況との比較について検討するに、本株価上昇の期間において、東証株価指数、日経平均株価 (225 種)等のインデックス指標は全体として上昇基調にはあるものの、その騰落率は10%程度の上昇であり、前提事実記載の貴社株価の騰落率とは明らかに乖離していることからすれば、本株価上昇の原因において市況の影響により説明される程度はごく僅かであると考えられる。

また貴社は、本株価上昇に近接した時期において 2024 年 2 月 14 日付「特別損失の計上及び 2023 年 12 月期通期業績予想値と実績値の差異に関するお知らせ」を開示していることから、当該開示が株価高騰の原因となった可能性も一応想定される。もっとも、当該開示は、貴社における固定資産について、回収可能性が乏しいと認められた資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し発生した旨を開示するものであって、通常、株価下落の原因となる可能性はあるとしても、株価急騰の原因となることはないと考えられる。

また、2024年3月1日に貴社において「代表取締役の異動(社長交代)及び取締役人事に関するお知らせ」、「第三者割当による新株式発行及び第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ」を開示し、貴社の代表取締役予定者として渡邉敏行氏に決定したこと及び同氏を中心とした増資が決議された旨開示されているが、新代表取締役の就任及び増資が決まったことによる貴社における財務体質の強化を好材料として株価高騰の要因として捉えられた可能性はあるものの、2024年3月において貴社株式は117円から178円に152%も急騰しており、株価急騰の原因となるとまではいえない。

2024年4月15日に貴社において「『パートナー契約』の締結及び新規事業の開始に関するお知らせ」、4月24日に「新たな事業の開始及び Hangzhou MDK Opto Electronics Co, Ltd. (杭州美迪凱光電科技股份有限公司) との製造委託基本契約締結に関するお知らせ」を開示しこれらの開示が一定程度新規事業開始による期待感により貴社株価の上昇要因と評価しうる。会社からのヒアリングの結果によれば、4月15日付開示の「パートナー契約」については、貴社がさらにエージェントを再募集する必要があり、エージェントを積み上げていく必要があり直ちに貴社において収益が実現するものでなく、4月24日付開示の製造委託基本契約についても、貴社において、契約締結により生じる費用はないものの日本における顧客を開拓する必要があり、顧客を獲得し収益化するために相応の時間を要する見込みであるとのことであった。いずれの開示資料においても「業績に与える影響は軽微にとどまる見通しである」と公表されており、通常の投資家においても業績に与える影響は軽微であると判断するのが通常であると考えられる。さらに、2024年5月10日に「特別利益の計上に関するお知らせ」を開示しているが、2024年12月期第一四半期における貴社の経常利益は2,030千円に留まり決して業績がよいと評価できるわけで無いところ、特別利益計上額10,750千円は、総資産額1,193,274千円の1%未満に留まり、純資産額である333,139千円に比しても3.2%余りで貴社の業績に与える影響は軽微であると評価でき、やはり株価急騰の原因となるとまではいえない。

2023 年 8 月 21 日に貴社において「成長が期待される AI を活用した全自動業務用お掃除ロボットの日本での開発・販売・メンテナンスサービス提供会社である株式会社アイウイズロボティクスとの株式交換に関する基本合意締結のお知らせ」を開示し、同年 9 月 2 日に株式交換による株式会社アイウイズロボティクスの完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ」を開示しているが、株式会社アイウイズロボテックス社を完全子会社化することで貴社グループの業績向上は期待できるものの、他方で株式交換による株式発行を予定しており、貴社の株式の希薄化が想定されることを踏まえると、株価急騰の原因となるとは考えられない。

さらに、貴社は、継続企業の前提に疑義がある状況において財務体質は脆弱であり、営業キャッシュ・フローも 2024 年 12 月期下振れリスクも抱えている状況下において、発行決議日前日である 2024 年 9 月 18 日の直近株価水準は、PBR23.46 倍、予想 PER170.29 倍であり、直前期の配当実績ゼロの現状において、貴社の将来の成長期待を反映した株価であるものの、なお会社の実態と乖離している。上記のほか、貴社は本株価上昇の前後近接した時期において株価高騰の原因となる可能性のある情報関ラな行っておりず、から、米職りが農社に対して確認したたことによれば、特定の表に対して表現した。

報開示を行っておらず、かつ、当職らが貴社に対して確認したところによれば、特定の者に対して未 公表の株価高騰の原因となり得る事実を伝達したこともないとのことであるから、貴社による情報開 示が本株価上昇の原因となったものではないと考えられる。

さらに、特定の大株主が貴社株式の取引を行ったことによる需給の急激な変動についても一応想 定されるが、貴社において大株主の異動状況を確認したところ、かかる需給の急激な変動の原因とな るような大株主の異動は、生じていない。

以上のほか、本株価上昇の原因となる合理的な事情は不見当であった。

したがって、本株価上昇に関し、業績の向上等株価高騰の原因となる合理的な事情は認められないものと思料する。

(2) 投機の対象となる等の株価急騰の異常性

本株価上昇の異常性について検討するに、前提事実記載のとおり、貴社株価は本株価上昇の直前の四半期決算発表以降、株価及び出来高ともに安定的に推移していた。これに対し、本株価上昇においては、本株価上昇が開始した 2024 年 2 月 20 日から 13 取引日目の 2024 年 3 月 12 日には終値 200円 (2024 年 2 月 20 日終値 115 円に対して 173.9%の上昇、)となるなど、従前の株価推移とは明らかに傾向の異なる異常な急騰があったと認められる。

また、取引出来高についても、本株価上昇以前は取引日当たり数千株から数万株で推移していたのに対し、本株価上昇の間、数十倍から数百倍となる数十万株から数百万株の水準で推移した。月単位でみても、2024年3月から7月まで継続して取引出来高は5000万株を越えているが、直近5年でみるとそれ以前は2020年1月以外の月はないといえ、取引出来高は加熱していると評価できる。ま

た、信用取引残高も 2024 年 2 月に入って大幅に増加しており、信用取引を含めた取引量が極めて大幅に増加していることが確認された。

なお、1日当たりの取引出来高が100万株を越えたのは2022年11月18日以来2024年2月19日に至って184万0500株を記録しており、それ以前も数百万株規模の取引が継続したのは2015年以来であるが(同年の高値は、4月2日に付けた1,338円)、その時の高値は長期的に続かず、本株価上昇以前でいうと今回の割当価額を上回るのは2020年1月まで遡ることになる。

以上のことから、貴社株式の取引状況は本株価上昇の前後で明らかに様相を異にしており、その騰落率、出来高及び信用取引残高の大幅な増加の観点から取引が過熱した状況と認められ、上記(1)のとおり株価高騰の原因となる合理的な事情は認められないことにも鑑みれば、投機的思惑等によって貴社株価が異常に高騰したと認められるものと思料する。

(3) 株価高騰の一時性

平成2年6月22日大阪地方裁判所決定・判例時報1364号100頁等における関連する裁判例における高騰の一時性に関する言及は、半年から1年以上といった比較的長期間の継続的な株価の維持が認められる場合には同株価を一時的な急騰として公正な発行価額の基礎から除外すべきではないとの趣旨を述べるものである。そして、高騰の一時性や発行価額の妥当性を判断するに際しては、割当予定価額を超えた株価を維持されている期間が比較的短期間の場合は、高騰の一時性を表象するものとして考慮することが相当である。年初来高値を付けた6月13日の株価658円に比較して、直近取引日の株価の終値は318円であり54.71%もの下落をしており、株価が下落傾向であることを踏まえると、株価急騰が一時的な現象であることを否定する事情は認められないものと思料する。

(4) 小括

以上より、本株価上昇は、(1)貴社の業績の向上等株価高騰の原因となる合理的な事情がないのに、(2)投機の対象となる等により株価が異常な程度に急騰したものであり、(3)当該高騰が一時的な現象であることを否定する事情は認められないことからすれば、本株価上昇の後における貴社株価は貴社株式の客観的価値を反映していないと考えられる。したがって、本株価上昇の後における貴社株価を「公正な発行価額」の基準として発行価額が「特に有利な金額」に該当するか否かを判断することは適切でないと思料する。

かかる本株価上昇に関する状況等に鑑み、貴社株式の客観的価値をより適切に反映していると考えられる「公正な発行価額」を踏まえた本発行価額の決定方法として、日証協指針の記載も参考に、発行決議日以前一定期間の平均株価を基礎として本発行価額を決定することには一定の合理的な理由が認められるものと思料する。

具体的には、本株価上昇が 6 か月程度継続していることに鑑み、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除する観点、並びに、従前の株価推移とは明らかに傾向の異なる異常な急騰の期間のみをもって本第三者割当増資の価額を決める、発行決議日の前日終値を基準にする方法や、発行決議日までの直近1か月、3 か月の平均を基準にする方法は、公正な金額を算出する方法として妥当とはいえないとの観点を踏まえ、2024年3月19日から 2024年9月18日までの6か月間の平均株価を基礎とすることについても、一定の合理的な理由が認められるものと思料する。

3. 本発行価額の有利発行該当性

以上のとおり、発行決議日以前一定期間の平均株価を基礎として本発行価額を決定することには 一定の合理的な理由が認められるものと思料するものであるが、本発行価額の有利発行該当性を検討 するにあたっては、かかる一定期間の平均株価に基づく算定方法の当否に加えて、当該平均株価から 更に一定のディスカウントを行うことの合理性についても検討する必要がある。

この点に関し、本第三者割当増資においては、割当予定先は短期的な売却や転売予定はなく中長期の純投資方針であること、本新株式の発行日から2年以内に、割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することを表明しており、割当予定先との協議・交渉において、割当予定先がかかるリスクを負担することと引き換えに9.77%のディスカウントが必要であるとの意向が示されたことを踏まえ、貴社において、本第三者割当増資の実現可能性の観点からかかるディスカウントによる発行を受け入れることをやむを得ないと判断したものであること、また、当該ディスカウント率の水準が日証協指針に準拠したものであることも併せ考慮すると、本発行価額は「特に有利な金額」には該当せず、有利発行

に該当しないものと思料する。

本新株式割当先のうち貴社代表取締役である渡邉敏行氏及び貴社取締役の星彰治氏が代表取締役を務める那須マテリアル株式会社に割り当てられることになるがいずれも、直接もしくは間接に、当社の経営に関与しているあるいは関与することになるため、両者に対するディスカウント発行について慎重な考慮は要するといえる。

しかし、株主の権利内容を限定しない普通株式に対しては、同時期に発行する普通株式に対する発行価額が異なった場合には、その価格差の合理的な根拠が必要になるものと考えられる。本新株式については、同時期に同じ当社普通株式を同様の目的で発行するものであり、普通株式の権利内容も同一であるため、価格差を付ける理由が見当たらず、そのため、本新株式の発行価額は同一にならざるを得ないといえる。

そして、割り当てられた株主が経営陣の一員及びそれに密接に関連する会社であったとしても、他の割当予定先と同様に本第三者割当による株価変動リスクを同様に負うことになること、また、両者がインサイダー取引回避のために株主の売却に際し一定の制約を負うことになり流動性リスクを負うという一般の株主に比べて不利益を被ることもあることを踏まえると、貴社において、経営陣及びその関係会社とそれ以外の割当予定先を区別せず、本第三者割当増資の実現可能性の観点からかかるディスカウントによる発行を受け入れることは相当といえる。

なお、決定された価額は直近株価の 298 円を上回るものであり、既存株主の利益を不当に損なうものでないといえる。

- 4. 株式の発行が著しく不公平な方法により行われたかについての検討
- (1) 会社法第210条第2号において、株式の発行が著しく不公平な方法により行なわれ、株主の利益を害する場合は、株主は募集株式の発行について差止ができることとされているため検討する。
- (2) 株式の発行が著しく不公平な方法により行なわれ、株主の利益を害する場合とは、原則として会社の支配権をめぐる争いがある状況において、経営陣が自己または会社に友好的な第三者に募集株式または新株予約権を発行することによって、支配権を維持・争奪する目的を達成しようとする場合をさすと解される。

もっともそのような不当な目的が併存したとしても、資金調達目的が主たる目的と認められる場合は著しく不公平な方法によるものに該当しないとされている(東京地方裁判所平成元年7月25日決定・判例時報1317号28頁参照)。

専ら現経営陣が本株式発行に際して、貴社の筆頭株主であるニューセンチュリー有限責任事業組合と貴社代表取締役渡邉敏行氏個人、貴社取締役の星彰治氏が代表取締役を務める那須マテリアル株式会社に割り当てることとされており、現経営陣の支配権の維持強化に寄与する効果を生じさせる点は否めないものの、本件の新株式発行の主たる目的がペロブスカイト太陽電池事業の設備投資資金の調達というもので、貴社において継続企業の前提に疑義がある状況において、その必要性が認められ、貴社において特段支配権争いがなく、また、その発行価額も直近取引日から6ヶ月間の平均終値株価を基礎として割当価額を定めることについても、貴社の財務状況を踏まえれば合理的な相応な合理性を有しており、著しく不公平な方法により行なわれたといえない。

既存株主にとって株式の希薄化の不利益が生じる面は否めないものの、資金調達目的である貴社のペロブスカイト太陽電池事業等により業績を上げることができれば、終局的には貴社の既存株主にとっても株価上昇や配当等を通じてその利益に授かることができるのであって、株主の利益を害するともいえない。

そして、会社としては本株式発行が大規模な希薄化の不利益が生じることにかんがみ、第三者割当に係る企業行動規範上の遵守事項に基づく手続きとして株主総会の決議を経る方針であるが、その際に特別決議を経て行うことが妥当と考えられる。

以上

② 本新株予約権

本新株予約権の発行価額につきましては、その発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である茄子評価株式会社(住所:東京都港区麻布十番1丁目2番7号ラフィネ麻布十番701号 代表取締役 那須川 進一)による評価書を参考に、第4回新株予約権の1個(1株)当たりの払込金額を第三者評価機関による評価額と同額の116.44円(1株当たり116.44円)といたしました。 なお、茄子評価株式会社による評価の基礎とした情報は以下の通りです。

並無其準日始結 (四)	900
評価基準日終値(円)	298
行使価額 (円)	318
株価変動性(日次)	4. 37%
無リスク金利	0. 51%
予定配当率	0.00%
売却コスト(売却価格のディスカウント)	3. 00%
売却コスト(売却による株価の下落率)	1. 50%

また、本新株予約権の行使価額については、前記①本新株式 に記載の本新株式の発行価額と同じく、本第4回新株予約権の発行に係る取締役会決議日(2024年9月19日)の直前6カ月間(2024年3月19日から2024年9月18日まで)の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値の単純平均値(小数点以下第3位を四捨五入)である352.42円を基準とし、当該金額の90.23%に相当する318円といたしました。

本新株予約権の行使価額の決定につきましては、前記①本新株式 に記載の本新株式の発行価額 と同様の理由により、総合的に判断いたしました。この行使価額は、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはなく、当社取締役会は、これらの事情を勘案の上、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員より、茄子評価株式会社は、当社と取引関係になく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を得ております。そして、当社取締役会においては、監査役3名から上記意見についての説明を受け検討の結果、当社取締役渡邉敏行氏及び星彰治氏の両名は特別の利害関係者に該当するため、取締役会の審議及び決議に参加せず、当該2名を除く取締役全員の賛成により本新株予約権の発行を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式及び本新株予約権発行に係る潜在株式数は、2024年9月19日現在から6カ月以内の新たに発行された新株式数及び新株予約権発行に係る潜在株式数を含め(下表のとおり)、それぞれ5,882,000株及び3,823,100株の合計9,705,100株(議決権個数は97,051個)であり、2024年9月19日現在から6カ月前である2024年3月20日現在の当社発行済株式総数33,831,519株に対して28.69%、同日現在の議決権総数337,316個に対しては28.77%となります。そのため、本第三者割当により、一定の希薄化が生じることになります。

希薄化率	2024.3.20	2024.4.10 前々回増資等	2024.8.30 前回増資	2024.10.30 今回増資等	合計 前回+今回(通算)
発行済株式総数	33,831,519 株	35,455,519 株	38,455,519 株	39,713,519 株	
議決権個数(現物)	337,316 個	353,556 個	383,556 個	396,136 個	
増資		1,624,000 株	3,000,000 株	1,258,000 株	5,882,000 株
新株予約権		3,571,500 株		251,600 株	3,823,100 株
合計		5,195,500 株	3,000,000 株	1,509,600 株	9,705,100 株
希薄化率 (議決権)		51,955 個	30,000 個	15,096 個	97,051 個
希薄化率(発行済)					28.69%
希薄化率(議決権)					28.77%

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を上述の「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり、当社の継続企業の前提に疑義がある状況下において、抜本的に収益構造を変革するために、新規事業として次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の量産化に向けて事業を開始することにより、中長期的な観点から当社の企業価値及び株主価値の向上につながり、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えており、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

また、割当予定先が本新株式及び本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数 1,509,600 株を本新株予約権の行使期間である 5 年間(245 日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の 1 日当たりの数量は 1,232 株 (小数点以下切捨て)となり、上記直近 1 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 0.14%、直近 3 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 0.07%、直近 6 か月間の 1 日当たりの平均出来高の 0.04%となるため、本新株式及び本新株予約権発行による資金調達が及ぼす市場への影響は限定的であると考えております。

したがって、本第三者割当により発行される株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると 判断しております。

しかしながら、上記の希薄化率は25%を超える大規模なものであることから、当新株式及び新株予 約権の発行につきまして、本臨時株主総会に付議し、株主に諮る予定でおります。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① ニューセンチュリー有限責任事業組合

	名称	ニューセンチュリー有限責任事業組合
	本店の所在地	東京都品川区大井一丁目23番1号
	業務執行組合員の概要	組合員 PROLIGHT CORPORATION LIMITED 組合員 冨士 靖史
a.割当予定先 の概要	事業の内容	有価証券の取得・投資・保有及び運用、不動産事業、 クリーンエネルギー事業
	組成年月日	2020年1月21日
	設立根拠	有限責任事業組合法に基づく組合契約
	組成目的	当社のADR事業再生のための「スポンサー支援に関する契約書」の締結ために組成
	出資の総額	6億4千万円

	主たる出資者及びその出資 比率	PROLIGHT CORPORATION LIMITED 99.997% 富士 靖史 0.003%
	出資者の概要	PROLIGHT CORPORATION LIMITED 本社: 香港 カウルーン チムサーチョイ オースティン ロード 136-138 ゴールデンゲートコマーシャルビル ディング 3階303号室設立: 2019年12月1日代表取締役: FU Chia Ling 事業内容:投資事業
	出資関係	当社の主要株主であります。
1. 相山本方如	人事関係	該当事項はありません。
b.提出者と割 当予定先 との間の 関係	資金関係	金銭の借入。当社の借入金残高5千万円(借入日2024年7月10日、返済期日2025年7月9日、利息2%、担保なし)。
送流	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

② 渡邉敏行

	L 41	NA 15 61 75
a.割当予定先	名称	渡邉敏行
a. 割当予定先 の概要	住所	神奈川県横浜市
♥ 7 帆安	職業	会社役員
	出資関係	当社発行済株式の3.12%(潜在株式を含めると
b. 提出者と割	山貝渕派	11.37%) 保有する株主であります。
当予定先	人事関係	当社代表取締役
との間の	資金関係	該当事項はありません。
関係	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

③ 那須マテリアル株式会社

	名称	那須マテリアル株式会社
	本店の所在地	栃木県大田原市北金丸2122番地
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 星 彰治
	資本金	56百万円
AND 국 수 4	設立	平成9年9月9日
a.割当予定先 の概要	事業の内容	産業廃棄物処理業・電子機器リサイクル事業・太陽
		光発電事業 20名
	· 発行済株式総数	1,120株
	決算期	3月
	主要取引先	信越半導体株式会社、シャープ株式会社
	主要取引銀行	足利銀行、りそな銀行
	最近3年間の財政状態及び 経営成績(百万円)	純資産 総資産 営業利益 経常利益 当期純利益
		2022年3月期 985 1,716 4 13 11
		2023年3月期 996 2,054 23 10 11
S		2024年3月期 1,021 2,031 18 25 25
		売上高については割当先の要請により非開示としております。
	主たる出資者及びその出資	星 彰治 34.2%
	比率	マルホ建設株式会社 27.8%
		エヌズホールディングス株式会社 17.7%
	出資関係	当社発行済株式の7.18を%保有する株主です。
b. 提出者と割	人事関係	那須マテリアル株式会社の代表取締役星彰治氏は
当予定先		当社取締役です。
との間の	資金関係	該当事項はありません。
関係	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	スクラップ売却取引876千円 (2024年2月)、残高 (未
		収入金)一。

(2) 割当予定先を選定した理由

今回の本第三者割当増資及び本新株予約権の発行による資金調達にあたり、当社の事業環境及び 財務状況の現状と課題並びに今後の事業戦略についてご理解いただける投資家に当社取締役の人 的ネットワークを活用して接触し、出資を打診してまいりました。

ニューセンチュリー有限責任事業組合は、当社の主要株主である筆頭株主で、2024年9月19日現在、当社の発行済株式総数の32.68%の株式を保有しております。同組合は、2020年3月13日に当社と事業再生のスポンサー契約を締結し、同年3月30日に当社の事業再生ADR手続の成立を受けて、2020年4月14日に7億円の第三者割当増資を引き受け51.01%の株式を有する親会社として、当社事業再生に注力していただきました。

今回の本第三者割当増資及び本新株予約権の発行による資金調達にあたり、当社の事業環境及び 財務状況の現状と課題並びに今後の事業戦略について説明し、本新株予約権の早期行使及び他の割 当先を含め本新株予約権の行使が進まなかった場合の融資の前向き検討など、引き続き資金支援に ご理解をいただいたことから、今回、出資及び引受を打診し、その意向をいただき選定に至ってお ります。

渡邉敏行氏は、2024年3月28日に開催した当社定時株主総会において、取締役として選任され、代表取締役に就任しました。同氏は、2024年4月に実施した、当社の第三者割当増資及び第3回新株予約権発行の引き受け、当社発行済株式総数の3.12%(潜在株式を含めると11.37%)の株式を保有する株主となっています。

また、同氏は、当社代表取締役就任以来、世界的に急速に普及しているビジネスアプリケーションのチャネルパートナー契約の締結、次世代半導体パッケージ向けの TGV (Through Glass Via: ガラス貫通電極) 関連製品の製造委託基本契約の締結、AI 主導型表面検査の世界のリーディングカンパニーである Wintriss Engineering Corporation (米国 WECO 社) との基本合意の締結、ペロブスカイト太陽電池事業の開始、サーバー冷却システムの開発会社である杭州雲酷智能科技有限公司との同社製品の日本での販売代理店契約の締結及び AI を活用した全自動業務用お掃除ロボットの開発・販売会社である株式会社アイウイズロボティクスとの株式交換に関する基本合意締結など、当社の新規事業への取り組みを主導するとともに、既存事業の固定費削減、生産効率向上などの施策を矢継ぎ早に実行するなど、事業再生、企業成長に向けての注力してまいりました。今回の資金調達にあたり、同氏の経営手腕と世界的なビジネスネットワークの活用は不可欠であることから、同氏自身も本新株式及び本新株予約権の発行にあたり、出資・引受の意向を表明していただきました。なお、同氏は、2024年4月に発行した当社第3回新株予約権を保有しており、本届出書提出日現在、すべて未行使ですが、以下の理由により、本新株予約権を割り当てることといたしました。

- 1) 第 3 回新株予約権の資金使途につきましては、当該新株予約権の発行時に半導体関連事業への設備投資及び買収資金として資金使途を定めておりますが、現時点では、当社としても、半導体関連事業への投資及び買収時期尚早と判断していること
- 2) 第3回新株予約権の今後の行使時期につきましては、当社として、半導体関連事業が当社の新規事業として事業再構築の一環として継続中で、設備投資及び買収の時機は、今後の半導体関連市場の需要動向により、投資判断をしてまいりますので、現時点では未定であること
- 3) 本新株予約権につきましては、ペロブスカイト太陽電池の本設備投資資金として 2024 年 11 月 ~2025 年 3 月の支出予定時期にあわせて早期行使を表明いただいていること

なお、上述のとおり、同氏は、当社の代表取締役であることから、当社と特別な利害関係を有し、本新株式及び本新株予約権の割当は利益相反取引であるため、当該募集事項を決定する 取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

那須マテリアル株式会社は、2021年3月に実施した、当社の第三者割当増資及び第2回新株予約権発行の引き受け、及び2024年4月に実施した当社の第三者割当増資を引き受け、当社発行済株式総数の7.18%の株式を保有する株主となっています。

また、同社代表取締役星彰治氏は、2021年3月より当社取締役(非常勤)を務めております。今般、同氏を通じて同社に、当社の本新株式及び第4回新株予約権証券の発行にあたり、出資・引受を打診し、ご出資・引受の意向をいただき、選定にいたっております。なお、本新株式及び第4回新株予約権証券の発行にあたり総数引受契約を締結することになる、那須マテリアル株式会社は、

上述のとおり、当社の株主でもあり、また、当社取締役である星彰治氏が、同社の代表取締役を務めていることから、当社と特別な利害関係を有し、本新株式及び第4回新株予約権証券の割当は利益相反取引であるため、当社取締役星彰治氏は、当該募集事項の決定議案の審議及び決議には参加しておりません。

(3) 割当予定先の保有方針

全ての割当予定先の保有方針に関しては、短期的な売却や転売予定はなく中長期の純投資方針であることを口頭で確認しております。なお、当社は、本新株式の発行日から2年以内に、割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を本新株式の割当予定先より、取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、各割当予定先の本新株式の払込みに資金及び本新株予約権の発行時及び行使時の払込資金に要する財産の存在について、次の通りに確認しております。

ニューセンチュリー有限責任事業組合については、2024年8月28日付け、同社の銀行預金通帳コピーを受領し、本新株式及び本新株予約権の発行時及び行使時の払込に必要な資金全額が確保されていることを確認しております。

渡邉敏行氏については、本新株式の引受払込資金及び本新株予約権の発行時及び行使時の払込資金として、同氏名義の銀行預金口座(現金)、証券口座(株式及び現金)及び生命保険口座(解約返戻金)の2024年8月22日~25日付けの残高証明を受領し、払込資金が確保される見込みであることを確認いたしました。また、保有する上場有価証券の流動性及び担保価値を鑑み、払込資金の現金化に特に支障がないことを確認しておりますいずれの資金の出所については全額自己資金である旨口頭で確認をしております。なお、本届出書提出時点では、現金としての払込金が別段確保されておらず、株式市況の暴落などの理由で当該上場有価証券の現金化ができない場合、払込が行われないリスクがあります。当社といたしましては、払込期日の直前営業日までに、現金の確保状況について、再確認いたします。

那須マテリアル株式会社については、本新株式の引受払込資金及び本新株予約権の発行時及び行使時の払込資金として、同社が保有する上場有価証券の2024年9月9日現在の証券会社発行の残高証明書を受領し、当該上場有価証券の流動性及び担保価値を鑑み、十分な資金が確保される見込みであることを確認しております。同社より、同社の時価純資産について、簿価純資産を上回る旨の説明を受けております。また、当該上場有価証券取得資金の出所について全額自己資金である旨口頭で確認をしております。なお、本届出書提出時点では、現金としての払込金が別段確保されておらず、株式市況の暴落などの理由で当該上場有価証券の現金化ができない場合、払込が行われないリスクがあります。

(5)割当予定先の実態

上記割当予定先の個人及び法人からは、反社会的勢力とは一切関係のないことを聴取しております。

また、上記割当予定先の個人、法人、法人の役員及び主要株主について、第三者調査機関である株式会社ディークエストホールディングス(本社:東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル5階代表取締役 脇山太介)の調査により、反社会的勢力との関係を示す情報は確認されなかったとの報告を受けており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。

また、上記第三者調査機関加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による上記割当予定先の個人及び法人(役員及び主要株主を含む)に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、上記割当予定先の個人及び法人(役員及び主要株主を含む)はいずれも反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。

以上により当社は、上記割当予定先の個人及び法人(役員及び主要株主を含む)は、反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

7. 募集後の大株主及び持ち株比率

(1) 本新株式発行後の大株主の状況

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に対 する所有議決権 数の割合(%)
ニューセンチュリー有限責任事業組合	東京都品川区大井一丁目 23 番 1号	12, 532, 755	32. 68%	13, 161, 755	33. 23%
那須マテリアル株式会社	大田原市北金丸2122	2, 753, 900	7.18%	3, 068, 400	7. 75%
渡邉敏行	横浜市旭区	1, 196, 600	3.12%	1, 511, 100	3. 81%
LIN Qi	東京都新宿区	1, 221, 400	3. 18%	1, 221, 400	3. 08%
星川インベスト(株)	東京都中央区日本橋 2-9- 10 LBiz9階	937, 200	2.44%	937, 200	2. 37%
藪田晃彰	静岡県御前崎市	841, 400	2.19%	841, 400	2. 12%
楽天証券株式会社	港区南青山2丁目6番21号	694, 400	1.81%	694, 400	1. 75%
株式会社祥豊	堺市東区日置荘西町2丁目4 -5	546, 700	1. 43%	546, 700	1. 38%
李 克	東京都千代田区	422, 900	1.10%	422, 900	1.07%
橋野 雅幸	東京都世田谷区	214, 000	0.56%	214, 000	0. 54%
林 文	横浜市南区	205, 000	0.53%	205, 000	0. 52%
計		21, 566, 255	56. 23%	22, 824, 255	57. 62%

- (注) 1. 所有株式数につきましては、2024年9月2日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。
 - 2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2024年9月2日現在の所有株式数及び所有議決権数に、本第三者割当増資により発行される普通株式の数(1,258,000株)及び議決権数(12,580個)を加算し、作成しております。
 - 3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 につきましては、小数点第3位を四捨五入して計算しております。
 - (2) 本新株式発行の後に本新株予約権が全て同時に行使された場合の大株主の状況

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に対 する所有議決権 数の割合(%)
ニューセンチュリー有限責任事業組合	東京都品川区大井一丁目 23 番 1号	12, 532, 755	33. 23%	13, 287, 555	30. 59%
渡邉敏行	横浜市旭区	1, 196, 600	3.81%	5, 145, 500	11. 85%
那須マテリアル株式会社	大田原市北金丸2122	2, 753, 900	7. 75%	3, 131, 300	7. 21%
LIN Qi	東京都新宿区	1, 221, 400	3. 08%	1, 221, 400	2. 81%
星川インベスト㈱	東京都中央区日本橋 2-9- 10 LBiz9階	937, 200	2. 37%	937, 200	2. 16%
藪田晃彰	静岡県御前崎市	841, 400	2. 12%	841, 400	1.94%
楽天証券株式会社	港区南青山2丁目6番21号	694, 400	1.75%	694, 400	1.60%
株式会社祥豊	堺市東区日置荘西町2丁目4 -5	546, 700	1.38%	546, 700	1.26%
李 克	東京都千代田区	422, 900	1.07%	422, 900	0. 97%
橋野 雅幸	東京都世田谷区	214, 000	0.54%	214, 000	0.49%
林文	横浜市南区	205, 000	0.52%	205, 000	0.47%
計	_	21, 566, 255	57. 62%	26, 647, 355	53. 13%

- (注) 1. 所有株式数につきましては、2024年9月2日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。
 - 2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2024 年9月2日

現在の所有株式数及び所有議決権数に、本第三者割当増資により発行される普通株式の株式数 (1,258,000 株)及び議決権数 (12,580 個)並びに本新株予約権の行使により発行される普通株式の株式数 (251,600 株)及び議決権数 (2,516 個)及び既発行新株予約権の行使により発行される普通株式の株式数 (3,571,500 株)及び議決権数 (35,715 個)を加算し、作成しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資によって調達する資金は、当社の借入金返済及び新規事業の設備投資に充当する予定ですが、当社の業績に与える具体的な影響については精査中です。今後、業績への具体的な影響額が明らかになった場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本新株式及び本新株予約権発行に係る潜在株式数は、2024 年 9 月 19 日現在から 6 カ月以内の新たに発行された新株式数及び新株予約権発行に係る潜在株式数を含め、それぞれ 5,882,000 株及び 3,823,100 株の合計 9,705,100 株 (議決権個数は 97,051 個)であり、2024 年 9 月 19 日現在から 6 カ月前の時点である 2024 年 3 月 17 日現在の当社発行済株式総数 33,831,519 株に対して 28.69%、同日現在の議決権総数 337,316 個に対しては 28.77%となり 25%以上となります。

したがって、本新株式及び本新株予約権の発行は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条(企業行動規範上の遵守事項)及び「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

そのため、当社は、本新株式及び本新株予約権の発行の妥当性について株主の意思確認を実施することとし、本新株式及び本新株予約権の発行は、より広範な株主の意思を踏まえて発行を決定するために 本臨時株主総会において特別決議による承認が得られることを条件としております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(単体)

百万円

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
売上高	1,033	1,058	704
営業利益	△42	△117	△407
経常利益 (△損失)	8	△32	△399
当期純利益(△損失)	9	0	△555
1 株当たり当期純利益 (△損失)	0. 28	0.02	△16. 58
1株当たり配当金	0.00	0.00	0.00
1株当たり純資産	20. 78	20.81	5. 87

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2024年9月2日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	38, 455, 519 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	3,571,500 株	9. 29%
下限値の転換価額 (行使価額) に おける潜在株式数	-	-
上限値の転換価額 (行使価額) に おける潜在株式数	_	-

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
始値	113 円	130 円	128
高値	219 円	169 円	144
安値	107 円	112 円	83
終値	128 円	126 円	89

② 最近6か月間の状況

	2024 年					
	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	117 円	178 円	245 円	380 円	479 円	441 円
高値	223 円	345 円	497 円	658 円	524 円	441 円
安値	110 円	138 円	198 円	364 円	367 円	285 円
終値	178 円	246 円	386 円	482 円	443 円	386 円

③ 発行決議日の直前営業日における株価

	2024年9月18日
始値	312 円
高値	312 円
安値	297 円
終値	298 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

1. 第三者割当による新株式の発行

1. NT P P P T C S S N I N	
発 行 期 日	2024年4月10日
資金調達の額	190, 008, 000 円
発 行 価 額	1 株につき 117 円
発 行 新 株 式 数	普通株式 1,624,000 株
割 当 先	渡邉敏行、那須マテリアル株式会社
募集後における発行済株式総数	普通株式 35, 455, 519 株
発行時における	① 金銭債務の弁済金(139百万円)
当初の資金使途	② 運転資金(48百万円)
発行時における	① 2024年4月~2024年6月
支出予定時期	② 2024年4月~2024年12月
現時点における	金融債務の弁済資金及び運転資金として全額充当済み(支出時期:2024
充 当 状 況	年4月~2024年6月)

2. 第三者割当による第3回新株予約権の発行

2. 第二百司司(C表 3 第 3 回 例 体) 水)惟 > /无门			
割当日	2024年4月10日		
発 行 新 株 予 約 権	35,715 個		
数			
発 行 価 額	総額 6,821,565 円(新株予約権1個当たり191円)		
発行時における			
調達予定資金の	506, 831, 565 円		
額			
割 当 先	渡邉敏行		
募集時における	33,831,519 株		
発 行 済 株 式 総 数	33, 831, 319 1/A		
当該募集による	3,571,500 株		
潜在株式数	3, 371, 300 1/A		
現時点における	行使済株式数 0株		
行 使 状 況	(残新株予約権数 35, 715 個)		
現時点における			
調達した資金の	6 百万円		
額			
発行時における	① 新規事業への設備投資資金 225 百万円		
当初の資金使途	(新規事業への設備投資資金 119 百万円、ペロブスカイト太陽		
(資金使途変更後)	電池への設備投資 106 百万円)		
	② 事業買収資金 282 百万円		
発行時における	① 2024 年6月~2029 年4月 (ペロブスカイト太陽電池への設備投		
支出予定時期	資支出は 2024 年 11 月~2025 年 3 月)		
(資金使途変更後)	② 2024年6月~2029年4月		
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	該当事項はありません。		

3. 第三者割当による新株式の発行

<u>0. 刈一日日日による別</u> 小	· N=1 11 1 (c 2 2 M/W 24 2) [1]		
発 行 期 日	2024年8月30日		
資 金 調 達 の 額	804, 000, 000 円		
発 行 価 額	1 株につき 268 円		
発 行 新 株 式 数	普通株式 3,000,000 株		
割 当 先	LIN QI、星川インベスト株式会社、藪田晃彰		
募集後における発行済株式総数	普通株式 38,455,519 株		
発行時における	① 金融債務の弁済金(139 百万円)		
当初の資金使途	② ペロブスカイト太陽電池のガラス、フィルム型両用プラントへの		
	設備投資(389 百万円)		
	③ ペロブスカイト太陽電池製造のための現有設備増設投資(82百万		
	円)		
	④ ペロブスカイト太陽電池のガラス、フィルム型両用プラントの運		
	転資金(187 百万円)		
発行時における	① 2024年12月		
支出予定時期	② 2024年9月~2025年12月		
	③ 2024年9月~2025年12月		
	④ 2025年2月~2025年6月		
現時点における充 当 状 況	該当事項はありません。		

(別紙)発行要項

I. 第三者割当による新株式発行

1. 募集株式の種類及び数	普通株式 1, 258, 000 株
2. 募集株式の払込金額	募集株式1株につき金318円とする。
3. 割当方法	第三者割当の方法による。 別紙 1「募集株式総数引受契約」による。
4. 募集株式と引換えにする金銭の払込期日	2024年10月30日
5. 株式発行により増加する資本金の額	払込金総額の2分の1の金額
6. 株式発行により増加する資本準備金の額	払込金総額から資本金増加額を控除した金額
7. 払込取扱場所	みずほ銀行 仙台支店

Ⅱ. 第三者割当ての方法により発行される本新株予約権

(1) 【募集の条件】

発行数	251,600 個 (新株予約権1個につき1株)
発行価額の総 額	29, 296, 304 円
発行価格	新株予約権1個につき 116.44 円 (新株予約権の目的である株式1株当たり 116.44 円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2024年10月30日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社倉元製作所 経営管理部 宮城県栗原市若柳武鎗宇花水前1番地1
払込期日	2024年10月30日(水)
割当日	2024年10月30日(水)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行仙台支店

- (注) 1. 本新株予約権の発行については、2024年9月19日開催の当社取締役会決議によるものであります。なお、本新株予約権の募集は、2024年10月29日開催予定の本臨時株主総会において本新株予約権の募集に係る議案について普通決議による承認決議がなされることを条件とします。
 - 2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 - 3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 - 4. 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次の通りであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的と	株式会社倉元製作所 普通株式	
なる株式の種類	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない標準となる株式	
0. 0 pm 4 = 12790	単元株式数は 100 株	
	1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は	
	251,600 株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、	
	「割当株式数」という。)は1株とする。)。但し、本欄第2項及び第3	
	項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である	
	株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。	
	2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価	
	額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)の調	
	整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。	
	但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、	
新株予約権の目的と なる株式の数	かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予	
	約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価	
	額とする。	
	調整前割当株式数×調整前行使価額	
	調整後割当株式数 =	
	調整後行使価額	
	3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権	
	の行使時の払込金額」欄第3項による行使価額の調整に関し、各号に定	
	める調整後行使価額を適用する日と同日とする。	
	4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始	
	日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにそ	
	の事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日、そ	
	の他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記	
	通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行	
	う。	
	1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、	
	行使価額に割当株式数を乗じた額とする。	
	2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における	
	株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)	
	は、金318円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整さ	
	れるものとする。	
	3. 行使価額の調整	
	(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により	
	当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性が	
	ある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をも	
	って行使価額を調整する。	
新株予約権の行使時	交付株式数×1株あたり払込金額	
の払込金額	既発行株式数+	
,	1株あたりの時価 調整後行使価額=調整前行使価額 ×	
	調整後11使個額-調整削11使個額	
	奶光打杯 <u>人</u> 数 「 文刊林八数	
	 (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の	
	位が可及価値の過去がにより「反価値のを開生を行う場合及り開生を行及価値ので 適用時期については、次に定めるところによる。	
	①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式	
	を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割	
	当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付さ	
	れたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取	
	得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普	
	通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通	

株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその 最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はか かる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための 基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、 小数第3位を切り捨てるものとする。
 - ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
 - ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由 の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の 前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事 由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事

	項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うこと ができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額の総額	金 109, 305, 104 円 (注) 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予 約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。2.本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期 間	2024年10月31日から2029年10月30日まで
新株予約権の行使請 求の受付場所、取次場 所及び払込取扱場所	 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社倉元製作所 経営管理部 宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 仙台支店
新株予約権の行使の 条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に 関する事項 代用払込みに関する	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
事項 組織再編成行為に伴 う新株予約権の交付 に関する事項	該当事項はありません。 該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約 権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使 請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- 2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律 第 75 号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機 関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役 社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】 該当事項はありません。

以上